

平成29年2月20日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス
ディスクロージャー研究部**実務対応報告公開草案第49号（実務対応報告第18号の改正案）****「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」等に対する意見**

平成28年12月22日に公表されました実務対応報告公開草案第49号（実務対応報告第18号の改正案）「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」及び実務対応報告公開草案第50号（実務対応報告第24号の改正案）「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い（案）」（以下、実務対応報告公開草案第49号と合わせて「本公開草案」という。）に関するコメントについて、当社ディスクロージャー研究部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問1**【コメント】**

同意する。

【理由】

国内子会社又は国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準を適用して連結財務諸表を作成し、金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合に関しても、在外子会社等と同様に「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」等の対象範囲に含めることとし、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるとする改正に同意する。

現在、IFRS任意適用会社が増加しており、国内子会社等がIFRS任意適用会社となる可能性が高くなる中、実務対応報告第18号及び実務対応報告第24号で在外子会社等に国際財務報告基準の利用を認めた趣旨を踏まえると在外子会社等と国内子会社等の取扱いを同じにすることは適切であると考えます。

質問2**【コメント】**

実務対応報告公開草案第49号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い（案）」の「適用時期等(5)」において、「・・・なお、平成XX年改正実務対応報告の適用初年度の前から国内子会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合において、当該適用初年度に「連結決算手続における在外子会社等の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。」とされている。

また、実務対応報告公開草案第 50 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」の「適用時期等(4)」においても、「・・・なお、平成 XX 年改正実務対応報告の適用初年度の前から国内関連会社が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成して金融商品取引法に基づく有価証券報告書により開示している場合において、当該適用初年度に「持分法適用関連会社の会計処理の統一」の当面の取扱いを適用するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う。」とされている。

これらの記載から本公開草案には経過措置がないということを確認させていただきたい。

【理由】

本公開草案におけるそれぞれの「適用時期等」の記載において「経過措置」の文言がない。

経過措置のない「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」に該当する場合、遡及適用による累積的影響額を前連結会計年度の期首残高に反映させるという取扱いで宜しいか確認させていただきたい。

以上